# 公立大学法人福井県立大学教員評価規程

平成19年4月1日 公立大学法人福井県立大学規程第34号

### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人福井県立大学(以下「法人」という。)の教員(教授、准教授、講師 (非常勤講師を除く。)、助教および助手をいう。以下同じ。)の評価に関し必要な事項を定めるものと する。

(教員評価の実施)

- **第2条** 教員の業務の状況を明らかにすることにより法人の業務の改善を図るため、教員評価を行う。 (基本理念)
- **第3条** 法人は、教員評価を通じて、教員並びに学部、情報センター、国際センター、地域連携センター、共通教育センターおよび研究科(以下「学部等」という。)の業務の状況について教員相互の間の情報の共有を図るとともに、教員および学部等による業務の自主的な改善を促進するよう努めなければならない。
- 2 法人は、教員評価に当たっては、大学における教育研究の特性に配慮するとともに、教員の教育研究の自由を尊重しなければならず、また、学部にあっては各学科および研究科にあっては各専攻の業務の性質および内容その他の事情を考慮しなければならない。

### 第2章 評価の実施

(評価対象)

第4条 教員評価は、学部等の教員について行う。

(教員評価委員会)

- 第5条 教員評価を実施するため、学部等に教員評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の委員をもって組織する。
- (1) 当該学部等の長(以下「学部長等」という。)
- (2) 教授(前号に掲げる者を除く。) 2人以上(ただし、教授が2人未満の学部等にあっては、残余の委員は、教授以外の教員をもって充てる。)
- 3 委員会に委員長を置き、第2項第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 4 学部、情報センター、国際センター、地域連携センターおよび共通教育センターに置かれた委員会の第2項第2号に掲げる委員(以下「選出委員」という。)は、学部長等が、教授会の意見を聴いて、当該学部等の専任の教授(第2項第2号ただし書の場合には、教員)のうちから選出する。ただし、学部に置かれる委員会の選出委員は、当該学部と同一の専門分野の研究科の教授(第2項第2号但書の場合には、教員)を兼ねる者のうちから、選出しなければならない。
- 5 研究科に置かれた委員会の選出委員は、当該研究科と同一の専門分野の学部の選出委員をもって充てる。
- 6 学部長等は、第4項の規定により選出された者を委員に任命する。
- 7 選出委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の選出委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 8 選出委員は、再任されることができる。
- 9 委員は、自己の業務の評価に関しては、委員会の議事に加わることができない。
- 10 委員会に、補充委員を置くことができる。
- 11 第9項の場合には、当該委員に代わって、委員会の指名する補充委員が委員会の議事に加わる。
- 12 委員に関する規定は、補充委員について準用する。 (所掌事務)
- 第6条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) この規程の規定により委員会の権限に属させられた事項の処理に関すること。
- (2) 教員評価に関する制度およびその運用についての調査審議に関すること。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 第5条第9項の規定により委員長が委員会の議事に加わることができないとき、または委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名を受けた者がその職務を代行する。

- 3 委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員以外の職員を委員会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。
- 6 委員会の会議は、公開しない。

(評価領域等)

**第8条** 教員評価は、教育、研究、地域・社会貢献および大学運営の各領域に係る教員の活動について、 次の区分により行う。

区分	内容
A	優れている
В	標準
С	改善を要する

(評価項目および評価基準)

- **第9条** 委員会は、領域別に評価の対象とする項目および評価の定量的な基準を定め、学長に提出しなければならない。
- 2 委員会は、前項の項目および基準を定めようとするときは、当該教授会の意見を聴かなければならない。この場合において、委員会は、学長の意見を聴くものとする。

(業務実績報告書の提出)

- 第10条 教員は、毎事業年度、その業務の実績を記載した業務実績報告書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。なお業務実績報告書には、学部等においてそれぞれの評価項目に応じて、必要な事項を加えることができる。
- 2 委員会は、毎事業年度終了後3月以内に、当該年度における第1項の業務実績報告書を、業務上の秘密または個人の秘密に係る事項を除き、公表しなければならない。

(評価の手順)

- **第11条** 委員会は、前条第1項の業務実績報告書および第9条第1項の評価の基準に基づき、各教員の評価を行い、その結果(以下「評価結果」という。)を各教員に通知するとともに、学長に提出する。なお、学長は、必要に応じて評価結果に対し意見を述べることができる。
- 2 委員会は、評価の実施に当たり、教員から申立てがあった場合など必要に応じて被評価者の意見を聴取する機会を設ける。
- 3 学長は、評価結果について、必要に応じて被評価者または委員長の意見を聴取する機会を設けることができる。

(助言)

- **第12条** 委員会は、評価の結果、いずれかの領域で活動内容がCと評価された教員に対してその業務の 改善のための助言を行う。
- 2 前項の助言は、その内容および理由を記載した書面を交付して行う。
- 3 委員会は、学長に対し、助言の状況(特定の教員を識別できる情報を含む事項を除く。)を報告しなければならない。

#### 第3章 評価結果の活用

(教員研究費の配分)

- 第13条 学長は、評価結果を教員研究費のうち全学的な競争資金にあてる部分の配分に活用する。
- 2 学部長等は、評価結果を教員研究費のうち学部等の競争資金にあてる部分の配分に活用し、その活用 方法を学長に報告する。なお、学長は、必要に応じてその活用方法に対し意見を述べることができる。 (勤勉手当の支給)
- 第14条 理事長は、評価結果を勤勉手当の支給に活用する。

(業績評価検討会)

- **第15条** 評価結果を勤勉手当の支給に活用するため、法人に業績評価検討会(以下「検討会」という。) を置く。
- 2 検討会は、評価結果を踏まえ、勤勉手当の成績率の適用について検討を行う。
- 3 検討会は、次の委員をもって組織する。
- (1) 学長
- (2) 副学長(総括)
- (3) 副学長(特定分野担当) のうち学長が指名する者
- (4) 事務局長

- 4 検討会に会長を置き、前項1号に掲げる委員をもって充てる。
- 5 検討会の会議は、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名を受けた者がその職務を代行する。
- 7 検討会は、3分の2以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 議長は、委員以外の職員を検討会に出席させて説明を求め、または意見を述べさせることができる。
- 10 検討会の会議は公開しない。

(検討の手順)

- **第16条** 検討会は、勤勉手当の成績率を加算する教員(以下「業績優秀者」という。)を選定するため、 各委員会にその定める数の範囲内で候補者の推薦を求める。
- 2 各委員会は、候補者を選考し、業績優秀者推薦報告書(様式第2号)に評価結果、業務実績報告書等、 その他必要書類を添えて検討会に提出する。
- 3 検討会は、候補者の中から業績優秀者を選定し、その結果を委員会に通知するとともに理事長に提出する。
- 4 検討会は、第12条第1項の規定による助言を行った教員について、委員会に同条第2項の規定による書面、評価結果、業務実績報告書等、その他必要書類の提出を求める。
- 5 検討会は、同一領域で2年続けて助言を受けた教員について、勤勉手当の成績率の削減を検討し、そ の結果を委員会および当該教員に通知するとともに理事長に提出する。
- 6 検討会は、第3項で規定する業績優秀者の選定および第5項で規定する勤勉手当の成績率の削減について、委員長に意見を求めることができる。

## 第4章 異議申立て

(異議申立て)

- 第17条 第11条第1項の規定による評価結果に異議がある教員は、委員会に異議申立てをすることができる
- 2 第16条第5項の勤勉手当の成績率削減の検討の結果に異議がある教員は、検討会に異議申立てをすることができる。
- 3 異議申立ては、書面(様式第3号)により行う。
- 4 異議申立ては、評価結果または成績率削減の検討の結果を知った日の翌日から起算して15日以内に しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。 (決定)
- **第18条** 異議申立てが前条に定める期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、 委員会または検討会は、当該異議申立てを却下する決定をしなければならない。
- 2 異議申立てが理由がないときは、委員会または検討会は、当該異議申立てを棄却する決定をしなければならない。
- 3 異議申立てが理由があるときは、委員会または検討会は、評価結果または成績率削減の検討の結果を変更する決定をしなければならない。
- 4 委員会および検討会は、異議申立人から申立てがあったときは、異議申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

# 第5章 その他

(秘密を守る義務)

第19条 委員会および検討会の委員並びに教員評価に携わる役職員は、教員評価に関し知り得た秘密、 評価結果、業績優秀者の選定の結果、第12条第1項による助言並びに第17条第1項および同条第2 項による異議申立ての内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(業務実績報告書等の利用の制限)

- 第20条 法人は、業務実績報告書等を本規程に定める教員評価、教員研究費の配分、業績優秀者の選定 および勤勉手当の成績率の削減の検討以外の目的で用いてはならない。ただし、法人が、その業務を行 うに当たり、業務実績報告書に記載された事項を参考とすることを妨げない。
- 第21条 この規程に定めるもののほか、教員評価に関し必要な事項は、細則で定める。
- 2 学部長等は、当該学部等における教員評価に関し、要領を定めることができる。
- 3 学部長等は、前項の規定により要領を定めようとするときは、教授会の意見を聴かなければならない。

# 附則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度については、第16条第1項および第2項中「3年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

#### 附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第22条の2の改正規定は平成25年4月 1日から適用する。

(検討)

2 この規程の施行後2年を経過した場合において、この規程の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、この結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

# 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から適用する。

# 附則

この規程は、令和2年12月21日から施行する。

# 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

# 附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。